垂井町告示第９０号

垂井農業振興地域整備計画書を変更しようとするので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第４項において準用する同法第１１条第１項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次により縦覧に供する。

当町の住民は、令和８年７月２９日までに、当該農業振興地域整備計画の変更案について、町に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、令和８年７月２９日の翌日から起算して１５日以内に町に異議を申し出ることができる。

令和８年６月２９日

垂井町長　早　野　博　文

１　農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自　　令和８年６月３０日
至　　令和８年７月２９日

２　農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

垂井町役場　産業課（垂井町宮代２９５７番地の１１）
垂井町ホームページ